



資料2

第2期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（案）

平成24年 3月策定
平成25年 月変更

山 梨 県

目 次

1 計画策定の目的及び背景	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	2
2 保護管理すべき鳥獣の種類	3
3 計画の期間	3
4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域	3
5 特定鳥獣の保護管理の目標	3
(1) 生息動向及び捕獲等の状況	3
(2) 保護管理の目標	9
(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	9
6 特定鳥獣の数の調整に関する事項	9
(1) 基本方針	9
(2) 狩猟	9
(3) 有害捕獲	11
(4) 管理捕獲（個体数調整のための捕獲）	11
(5) 狩猟者の確保・育成	11
(6) 捕獲数の目標	12
7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	13
(1) 基本方針	13
(2) 生息環境管理	13
8 被害防除対策に関する事項	13
(1) 基本方針	13
(2) 被害防除対策	13
9 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項	14
(1) モニタリング等の調査研究	14
(2) 計画の推進体制	15
付属資料	16

1 計画策定の背景および目的

(1) 計画策定の背景

ア 生息環境

(ア) 地形および気候の概要

山梨県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積が約 4,465km²で、わが国の総面積の1.2%を占める。地形をみると、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳・茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県の丹沢山地に続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、北東部に多摩川水系の丹波川、小菅川がある（図 1-1）。

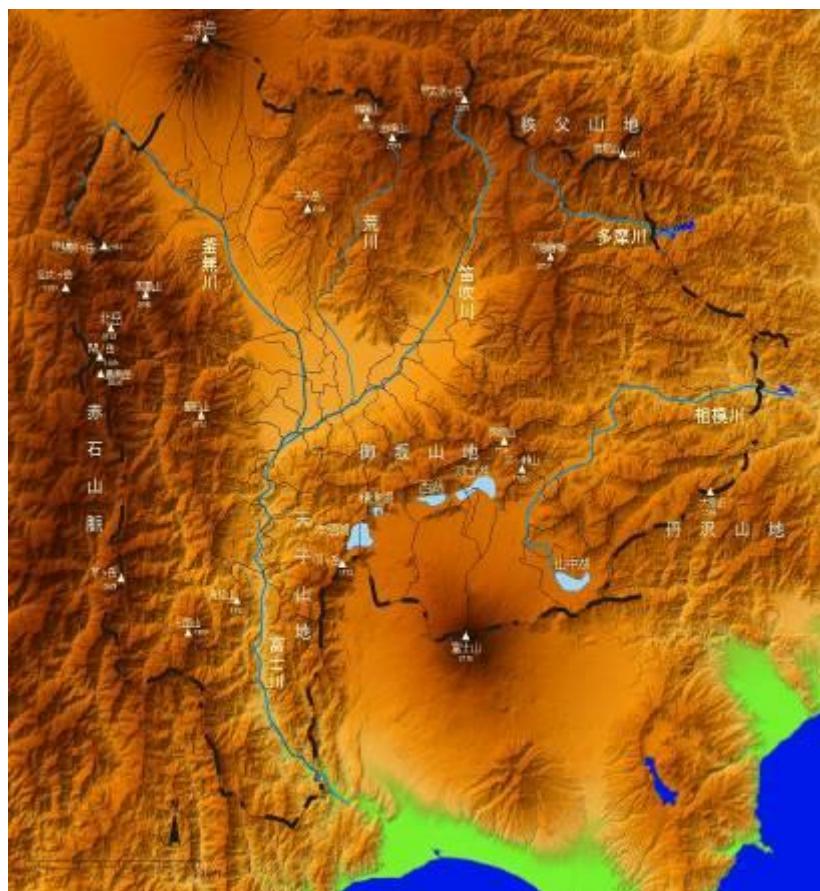


図 1-1 山梨県の地形概要

県域を3次メッシュ(1km×1km)で区分し、標高を400mごとに区分すると、山梨県の平均標高は1,006mで、県南部の富士川の最低点80mから最高点の3,776mまで、その差は大きい。標高2,000m以上のメッシュは県境付近に多い。800m～1,200mのメッシュが全体の30%を占め、次いで400m～800mが25%、1,200m～1,600mが18%を占める。

次に山梨県の気象概要を記す。甲府の気候は盆地特有の内陸的気候で、年平均気温14.7°C、8月の最高平均気温32.5°C、2月の最低平均気温-1.0°C、年間降水量は1,135mmとなっている。標高の高い富士山麓の河口湖測候所では、年平均気温が10.6°C、8月の最高平均気温が27.6°C、2月の最低平均気温が-5.2°Cと甲府盆地より冷涼である。(出典:1981年～2010年の気象データ(気象統計情報))

(イ) 植生の概要

山梨県は標高差が大きく、変化に富んだ地形を有しているため、暖帯から寒帯にいたる幅広い気候帯を含み、多様な植生がみられる。標高500mくらいまでは、タブノキ、シロダモ、カシ類などの常緑広葉樹林帯が現れる。500mから1,800mくらいまでは、ミズナラ、ブナなどの落葉広葉樹林帯となっている。1,800mから2,500mまでは、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の標高2,500m以上の地域は寒帯となり、ハイマツが生育し、高山植物がお花畠を形成している。

(ウ) 土地利用の概要

県土の約78%は森林で占められ、その44.1%が人工林である。また、森林面積の約57.6%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地の5.6%、宅地の4.0%で、その他が11.6%となっている。

また、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐、南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、さらに四尾連湖、南アルプス巨摩の2つの県立自然公園を有し、その面積は県土の27.1%(平成23年)に及ぶ。

産業構造の変化に伴い、住宅地や工業用地のための開発や農用地からの転換が進み、平成11年から21年までの10年間に、農用地が9.0%の減少、住宅地が8.2%の増加を示している(平成11、21年広域圏別土地利用の現況より)。

(2) 計画策定の目的

山梨県では、耕作放棄地の増加といった生息環境の変化、イノシシの分布拡大や個体数の増加、効果的な被害対策の遅れ等の様々な要因により、1990年代頃からイノシシによる農作物被

害が急激に増加した。

平成17年度に科学的で計画的なイノシシの保護管理を通して、農林業被害の軽減と地域個体群の保存を図るため特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)を策定し、平成19年度に計画を変更した。

イノシシによる農作物被害は、耕作放棄地の増加など集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成19年度以降依然として鳥獣による農作物被害の約3割を占めており減少していない。

平成23年度に現行計画の期間は満了するが、このような状況を踏まえ、平成24年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期山梨県イノシシ保護管理計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第11次鳥獣保護事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

基本的には、計画が終期を迎えたときは、計画達成の程度および各種施策の実行状況に関する評価を行い、その結果を踏まえて必要な改定を行うものである。

また、イノシシの生息実態については未解明な部分も多いことから、本計画は各種要因・状況等の変化に柔軟に対応させるとともに、新たな科学的知見を適宜取り入れながら改定を行うことを前提とするものである。

4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

イノシシの分布は全県的に認められることから、保護管理が行われるべき区域は県内全域とする。

5 特定鳥獣の保護管理の目標

(1) 生息動向及び捕獲等の状況

ア イノシシの分布状況

(ア) 山梨県内のイノシシの分布状況

a 昭和53年～54年の分布状況

環境省が昭和48年度から概ね5年ごとに実施している自然環境保全基礎調査の第2回調査データ(図2-3)は、1978年～1979年に行われた聞き取り調査で、調査メッシュ数が211、生息確認メッシュ数が135、生息確認率は64%であった。未確認地域は、甲府盆地、富士山周辺、長野県や静岡県との県境地域で、生息の確認がされたメッシュは、すべて連続的に繋がっている。

b 平成9年の分布状況

次に1997年に行われた生息状況調査結果を図2-4に示した(山梨県環境科学研究所, 2000)。ここではイノシシの目撃情報がまとめられており、過去のデータと比較するために、同じ大きさのメッシュ(5kmメッシュ)に区分して示した。全メッシュ数は216、生息確認メッシュ数が151、生息確認率が70%となり、第2回自然環境保全基礎調査時より増加を示した。

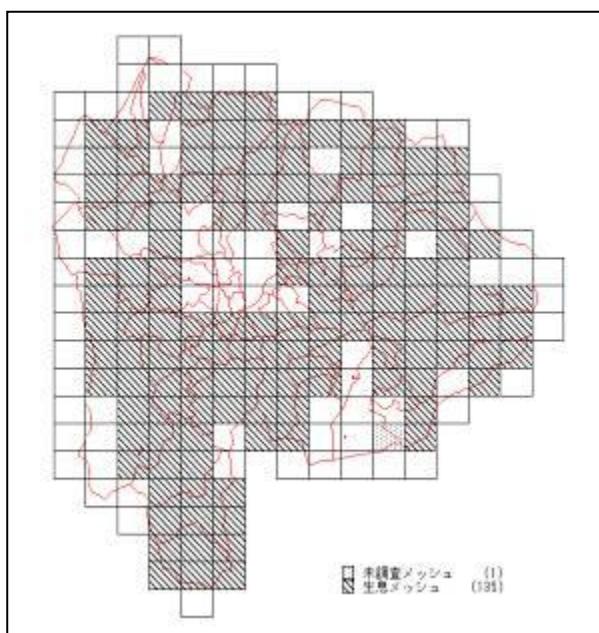


図2-3 1978～79年における分布状況
(環境省, 1981)

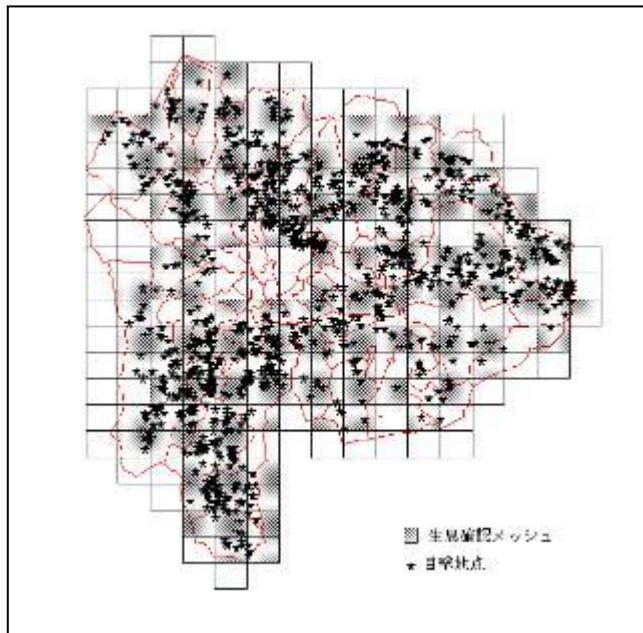


図2-4 1997年における分布状況
(山梨県環境科学研究所, 2000)

このように、県内におけるイノシシの分布状況は、甲府盆地などの市街地や高標高地を除くほぼ全域に生息している状況にある。第2回自然環境保全基礎調査時と比較すると、ほぼ20年の時間差の中で、新たに確認されたメッシュは甲府盆地や富士山周辺および県境付近で、計28メッシュが増加し、12メッシュが減少したその多くは県境付近であるので、これはイノシシがないということではなく、聞き取りという調査方法上の理由による(図2-5)。

c 平成 15 年の分布状況

次に平成 15 年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図 2-6 に示した。調査対象メッシュは 177、非調査対象メッシュは 39 であった。生息確認メッシュは 147 あり、生息確認率は 83% であった。

山梨県環境科学研究所（2000）が行った分布状況よりも増加を示した。

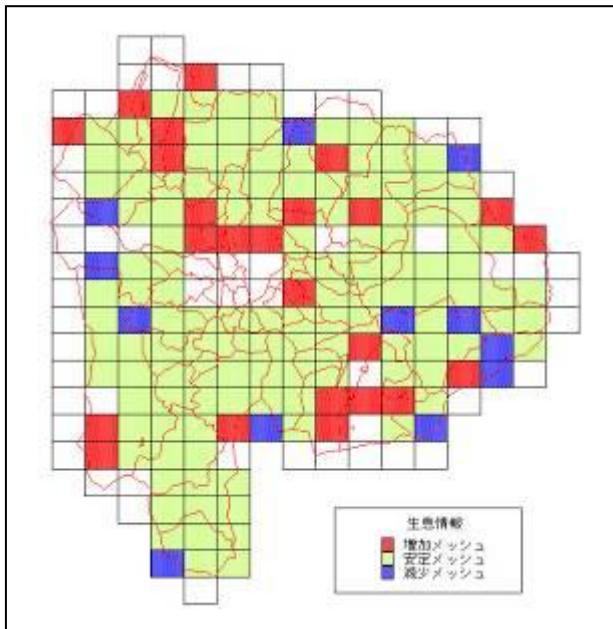


図 2-5 分布メッシュの増減状況

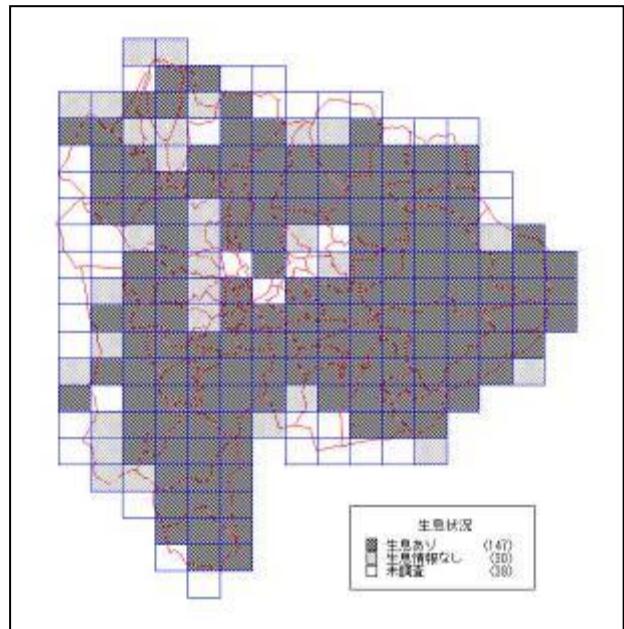


図 2-6 H15 における出猟カレンダー
及び痕跡密度結果による分布状況

d 平成 22 年の分布状況

次に平成22年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図2-7に示した。調査対象メッシュは 190、非調査対象メッシュは 26 であった。生息確認メッシュは 161 あり、生息確認率は 84.7% であった。多少の増減はあるものの、平成 15 年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況とほぼ同様であった。

e 平成 24 年の分布状況

次に平成24年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図2-7に示した。調査対象メッシュは 188、非調査対象メッシュは 28 であった。生息確認メッシュは 152 あり、生息確認率は 80.8% であった。平成 22 年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況よりもやや縮小している。

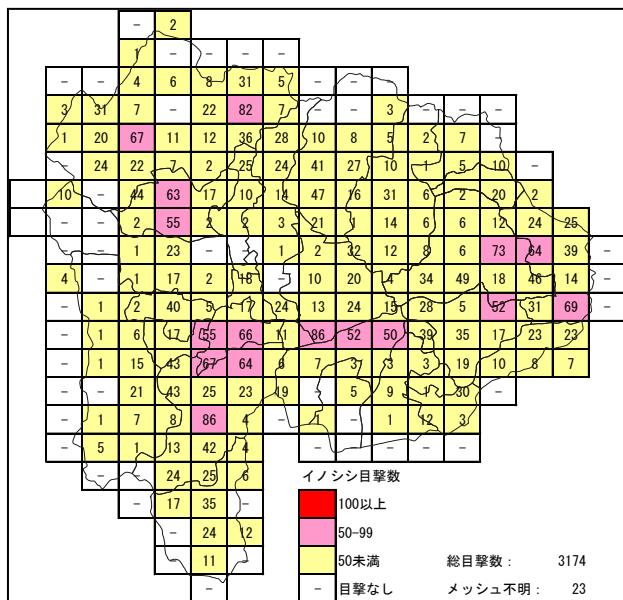


図2-7 H22における出猟カレンダーの第一種銃猟による目撃数

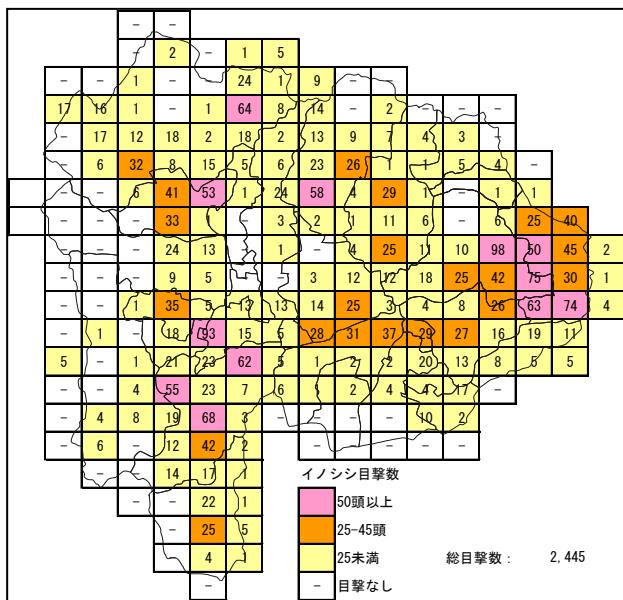


図2-8 H24における出猟カレンダーの第一種銃猟による目撃数

f イノシシの密度指標の変化

次に平成15年度から24年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表3-1、図3-1に示した。捕獲率は年変動が大きいが、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率共に横ばい傾向にありイノシシ密度の上昇を抑制することができていると考えられる。

イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化することが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。(平成25年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より)

表3-1 第一種銃猟における目撃率および捕獲率の変化

年度	出猟人日数	イノシシ目撃数				イノシシ捕獲数				目撃率	捕獲率
		成獣	幼獣	不明	合計	オス	メス	幼獣	不明		
H15	10,167	1,933	746	222	2,901	407	247	104	-	758	0.29
H16	7,585	2,290	914	295	3,499	497	336	174	-	1,007	0.46
H17	9,088	2,582	1,205	367	4,154	479	339	149	-	967	0.46
H18	10,041	2,814	966	286	4,066	675	524	189	-	1,388	0.40
H19	11,487	2,208	980	321	3,509	412	328	118	-	858	0.31
H20	11,057	2,421	994	415	3,830	515	412	189	-	1,116	0.35
H21	10,228	2,266	989	373	3,628	593	420	152	33	1,198	0.35
H22	12,062	2,116	755	280	3,151	572	398	128	51	1,149	0.26
H23	10,475	1,970	823	296	3,089	535	376	140	33	1,084	0.29
H24	10,027	1,657	579	209	2,445	505	351	139	20	1,015	0.24

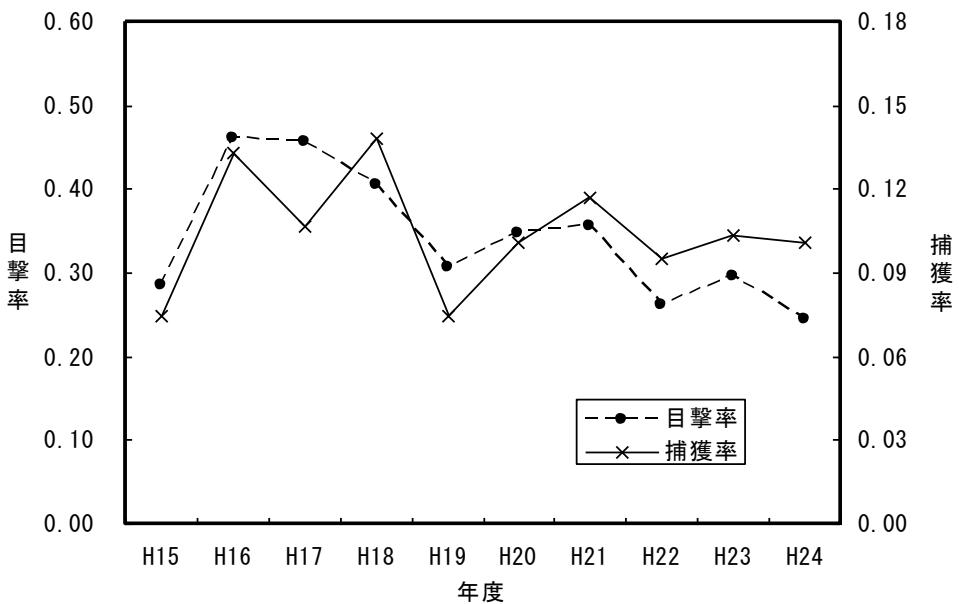


図 3-1 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化

イ 被害等及び被害防除状況

(ア) 野生鳥獣による農作物被害状況

① 農作物の加害獣別の被害状況

平成23年度における加害獣別の被害状況を図3-2、表3-2に示した。被害の多くは、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの大型獣で占められており、被害面積は150ha、被害量が874t、被害金額が1億9,500万円となっている。その中でも、依然としてイノシシの被害が大きく、被害面積は約37ha(24.7%)、被害量は244t(27.9%)、被害金額が5,400万円(27.7%)となっている。

イノシシは、依然としてニホンザルに次いで全体の3割近くの被害を出している。

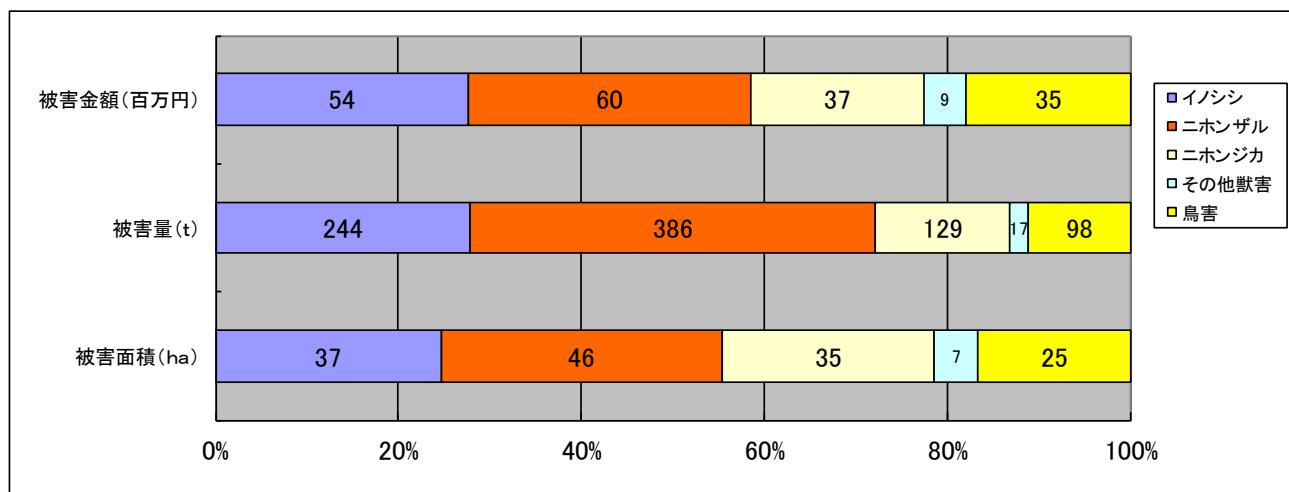


図 3-2 平成23年度における加害獣別の農作物被害状況

表3-2 平成23年度における加害獣別の農作物被害状況

	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他獣害	鳥害	獣害	合計
被害面積(ha)	37	46	35	7	25	125	150
被害量(t)	244	386	129	17	98	776	874
被害金額(百万円)	54	60	37	9	35	160	195

② イノシシによる農作物被害状況の推移

平成18年度をピークにして翌年度には被害は減少したが、その後は横ばいで推移している。被害が横ばいである原因としては、平成20年度以降は、捕獲頭数が2,800頭から3,000頭位で推移しており生息数の抑制に寄与していることが挙げられるが、その一方で耕作放棄地の増加によりイノシシが集落に出没しやすい環境となっており、依然として鳥獣被害に占めるイノシシによる被害の割合は大きい。

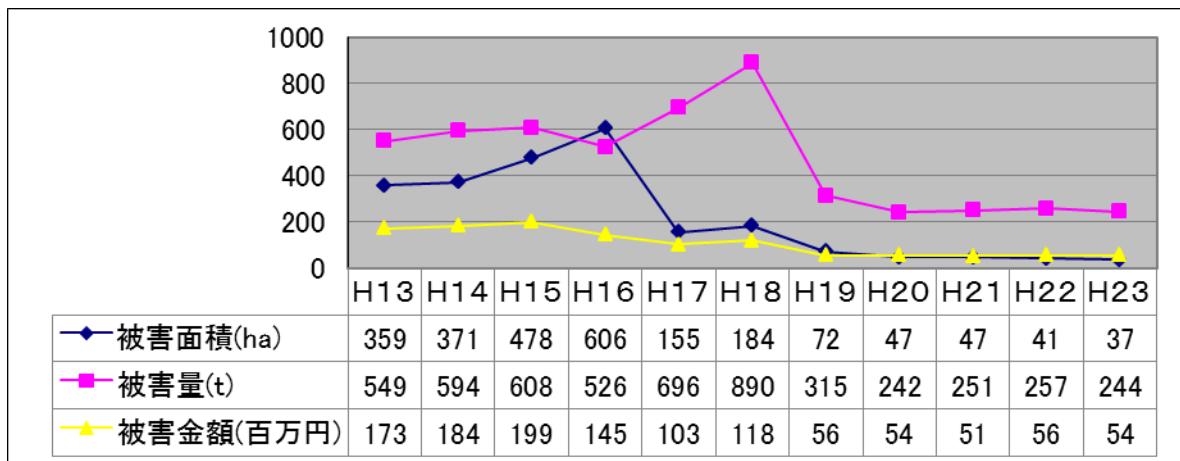


図3-3 イノシシによる農作物被害状況

③ 耕作放棄地面積の推移

2010年農林業センサスの結果では、山梨県の耕作放棄地面積は3,118haであり、2005年センサス時に比べ、面積で134ha減少しているが、依然として多い。

表3-3 耕作放棄地面積の推移

	年	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)
山梨県	平成12年	21,328	2,959
	平成17年	18,931	3,252
	平成22年	17,817	3,118
全 国	平成12年	3,883,943	210,019
	平成17年	3,608,428	223,372
	平成22年	3,353,619	214,140

(出典:農林業センサス (農林水産省))

(2) 保護管理の目標

ア イノシシによる被害の抑制

もっとも重視すべきことは、イノシシによる農業被害の抑制である。

イ 狩猟資源、生物多様性保全の観点からのイノシシ個体群の健全な維持

古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要である。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

特定鳥獣保護管理計画制度にしたがって、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの項目について検討する必要がある。また、この3項目は相互に深く関係性を持っていることから、包括的に検討する。被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その上で上記3項目を重点的に行う。密度を抑制するには耕作放棄地などの生息環境の改善をおこなうことが不可欠である。さらにそのことは被害の抑制にもつながっていく。

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

当面の数の調整に関する基本方針を以下のように定め、それにしたがって、狩猟、有害捕獲、管理捕獲、捕獲数の目標を以下のように定める。

(1) 基本方針

現在、イノシシの密度や個体数を把握する実用的な方法が開発されておらず、県全体の個体数把握は難しいことや、狩猟者の減少により捕獲の努力量が低下するおそれがある現状をふまえ、特に農業被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 当面は、奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・ 農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

(2) 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から平成24年度までの狩猟による捕獲頭数は、11,788頭であり、1年あたり1,685頭となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、1,868頭であり、1年あた

り266頭となっている。

延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、15.7%と2割近くとなっており猟期の延長により狩猟圧を強化できているといえる。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入している。イノシシの大量出没があったH18年度の大量捕獲とその翌年度の反動による捕獲数の減少を除けば、特例休猟区の導入前よりも導入後の方が狩猟による捕獲数は多くなっている。

狩猟による捕獲頭数（イノシシ）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
捕獲頭数	1,313	1,573	1,302	2,443	1,156	1,713	1,676	1,775	1,433	1,602
うち延長分	—	—	—	370	231	275	283	269	219	221

※延長分は、内数である。

県全域の狩猟圧を高める施策として、以下を実施する。

- ・ イノシシについて、狩猟期間を現在の11月15日から翌年2月15日までの期間を1ヶ月間延長し、11月15日から翌年3月15日とする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。
- ・ イノシシについて特例休猟区制度を適用することとし、県下全域の休猟区におけるイノシシの狩猟を可能とする。
- ・ イノシシを捕獲するために使用するくくりワナの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。
なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりワナによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりワナに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりワナによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの誤認捕獲を防止するため、ワナの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

(3) 有害捕獲

有害捕獲は里山を中心とした地域で実施する。その場合、被害のある農地に箱ワナや囲いワナなどを設置し、加害個体を選択的に捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月にワナを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりワナの使用はできるだけ避け、箱ワナを用いる。

有害捕獲による捕獲頭数（イノシシ）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
捕獲頭数	650	639	562	1,393	412	185	178	151	110	269

(4) 管理捕獲（個体数調整のための捕獲）

とくに里山のイノシシの管理については、継続的に強い捕獲圧を掛けるために、狩猟、有害捕獲のほかに管理捕獲を実施する。

管理捕獲を実施する場合には、県、市町村、猟友会で協議し、狩猟や有害捕獲との間に混乱が生じることのないよう地域や期間を調整する。また、管理捕獲の実施にあたっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。

ツキノワグマの活動期間である4月～12月にワナを使用する場合には、錯誤捕獲が起きないようにくくりワナの使用はできるだけ避け、箱ワナを用いる。

管理捕獲による捕獲頭数（イノシシ）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
捕獲頭数	—	—	—	151	145	798	1,004	1,271	999	1,857

(5) 狩猟者の確保・育成

狩猟者数は、年々減少しており高齢化が進んでいる。今後も継続して野生鳥獣に対する適正な捕獲圧をかけていくためには、狩猟者の確保と育成は必要不可欠である。

捕獲の担い手は、狩猟者に負うところが大きく、農業被害を受けている農業者やゴミ集積場を荒らされるなどの生活被害に遭っている住民等がみずから捕獲の担い手となることも必要である。

① 狩猟者の確保

銃規制の強化や若年者の狩猟離れによる狩猟者の高齢化等により狩猟者数が減少している。県では、狩猟免許試験を受験する機会を増やし、受験者の利便性を向上させるため、

休日や農閑期に狩猟免許試験を実施している。

狩猟者を確保するため、引き続き、試験の休日・複数回開催を実施するとともに狩猟免許試験制度の周知を図る。

② 狩猟技術の向上

免許取得者が狩猟を始めて十分な成果を上げるようになるには、熟練者からの技術指導を受けるなど狩猟技術の向上を図る必要がある。免許取得者に対して猟友会への加入を促進し、狩猟技術の指導を受ける機会を提供する。

県東部地域では、第一種銃猟による目撃率及び捕獲率が高いにもかかわらず、ワナによる捕獲率が低い。経験の浅い狩猟者が多いことが要因と考えられる。

また、長期にわたってワナによる捕獲を実施している地域ではイノシシがワナに馴化じゅんかし捕獲が困難となっている可能性も考えられる。

ワナの設置者の技術向上とワナを忌避するイノシシに対してワナの設置方法の検討が必要であると考えられる。

③ わな猟の強化

わな猟免許については、市町村職員等の公務員や農業者等が受験するようになり、取得者数が徐々に増えている。

わな猟の狩猟者登録率は、銃猟のそれに比べると低い。これは、被害の自衛を目的としてわな猟免許を取得することのほかに、場所によってはイノシシがワナに馴化じゅんかしたり、わな猟者の狩猟経験が浅いためワナによる捕獲率が低く狩猟者登録を敬遠することも原因として考えられる。

わな猟の狩猟者登録数を増やし、ワナ設置者の技術向上を図り、耕作放棄地周辺など里山でのワナによるイノシシの捕獲を強化する。

(6) 捕獲数の目標

県内に生息するイノシシの生息頭数増加を抑制するため、狩猟・有害捕獲・管理捕獲をあわせた捕獲数の目標を以下のように定める。

県内に生息するイノシシの生息頭数増加を抑制するため、特定鳥獣保護管理計画策定から5年間（平成28年度まで）の年間捕獲目標頭数を3,000頭とする。

過去7年（平成18年度～24年度）における捕獲頭数の平均値は2,960頭である。

現在の捕獲頭数により、イノシシ密度の上昇を抑えることができていると考えられること

から、耕作放棄地周辺等の里山における捕獲の取り組みのいっそうの強化により3,000頭を目標とする。

また、モニタリング調査の結果をふまえ、必要に応じて捕獲圧の調整や捕獲目標値の見直しを行う。

7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 基本方針

特に中山間地域における耕作放棄地や、耕作地周辺の山林（里山）の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生の要因除去に努める。

(2) 生息環境管理

ア 農地の周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畠などの人間の生活圏に入りにくくする。

イ 耕作放棄地等の解消

耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 基本方針

イノシシにとって集落や地域をエサ場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり地域ぐるみで被害防除対策に取り組む必要がある。被害防除地域において、以下の対策を行う。

(2) 被害防除対策

ア 集落への誘因物の除去

(ア) 集落内農地周辺の環境改善

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

(イ) 野生獣を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在

する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

イ パトロール

前述の林縁部や耕作放棄地の管理、誘引要素の除去の効果をさらに高めるため、猟犬を使ったパトロールや地域住民による環境改善地域の利用が重要となる。人の動きが頻繁になることで、イノシシをはじめ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザルなどの野生動物の警戒心を持続させ、集落に寄せつけない効果を得る。

ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果があるとされている。

農業者等は、被害状況に応じて農政部が開発した多獣種対応型電気柵である獣屏障くん等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、JA等は、地域の実情に合わせ必要に応じて一定規模の農地や集落を害獣対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

県は、設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

電気柵等の効果を持続させるには、定期的な下草の除去や見回り等適切な維持管理を行う必要があり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

エ 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

(ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

9 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

本計画は平成24年度に実施されたイノシシ生息等モニタリング調査、被害調査等の結果

に基づいている。しかし、イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多く、今後さらなる調査研究が必要である。

モニタリングは科学的・計画的な保護管理を遂行するために必須である。そのため、以下の情報を把握し、フィードバックする体制の整備に努めるものとする。

ア 分布

分布については出猟カレンダー（単位：5 kmメッシュ）により、毎年その状況を把握する。（様式：付属資料）

イ 生息密度

密度指標として、生息実態調査でおこなったように、捕獲数、CPUE（出猟人日数当たりの捕獲数で表される捕獲効率）、目撃数、WPUE（出猟人日数当たりの目撃数で表される目撃効率）、痕跡密度を総合的に分析し、判断することが必要である。

ウ 被害実態

被害対策を行うには、被害状況を正確に把握する必要がある。

市町村は、農業者、JA等の協力を得て被害を出した鳥獣や農作物の被害面積・金額・数量等の情報を収集し、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき県に報告する。

県は、被害状況を取りまとめ、市町村等関係機関への情報提供やホームページによる公開を行う。

(2) 計画の推進体制

ア イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会

学識経験者、農林業・狩猟・自然保護等関係団体、関係行政機関等で構成し、幅広い視点から保護管理計画の作成に向けた計画内容の検討や計画の進捗状況等の評価等を通じ、計画の効果的な推進を支援する。

イ 行政担当者会議

県庁内関係課の担当者間の連携強化及び市町村との連携強化を図ることを目的として設置する。

ウ 行政、農業団体、農業者等の連携

鳥獣害への対策としては、地域ぐるみで連携して被害防除に取り組むことが重要である。市町村、農業団体、農業者等と連携を図っていく。

付 屬 資 料

狩猟による捕獲状況

- ① 山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移
- ⑤ 狩猟者登録率の推移

出獵カレンダー様式

狩猟による捕獲状況

① 山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化

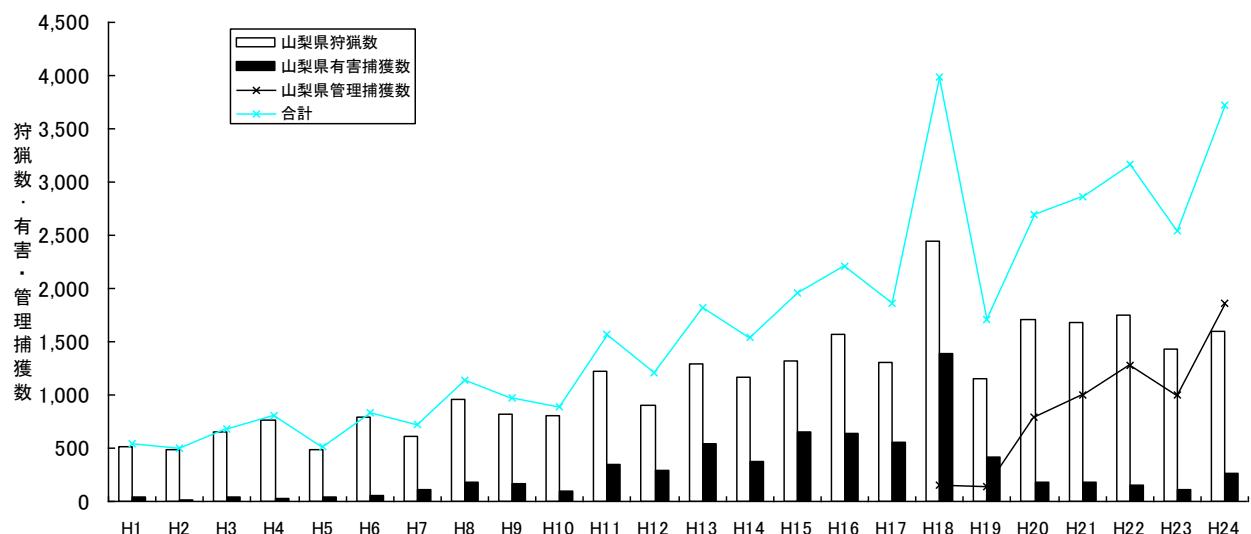


図 4-1 山梨県のイノシシ捕獲数の推移

表 4-1 山梨県のイノシシ捕獲数の推移 (図 4-1 の基礎データ)

山梨県

年度	狩猟数	有害 捕獲数	個体数調整捕 獲(管理捕獲) 数	合計
H1	512	35		547
H2	482	19		501
H3	652	35		687
H4	768	33		801
H5	481	39		520
H6	785	55		840
H7	615	107		722
H8	955	181		1,136
H9	817	162		979
H10	800	94		894
H11	1,216	353		1,569
H12	908	297		1,205
H13	1,290	536		1,826
H14	1,166	373		1,539
H15	1,313	650		1,963
H16	1,573	639		2,212
H17	1,271	562		1,833
H18	2,443	1,393	151	3,987
H19	1,156	412	145	1,713
H20	1,713	185	798	2,696
H21	1,676	178	1,004	2,858
H22	1,775	151	1,271	3,197
H23	1,433	110	999	2,542
H24	1,602	269	1,857	3,728
H25				0

② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数

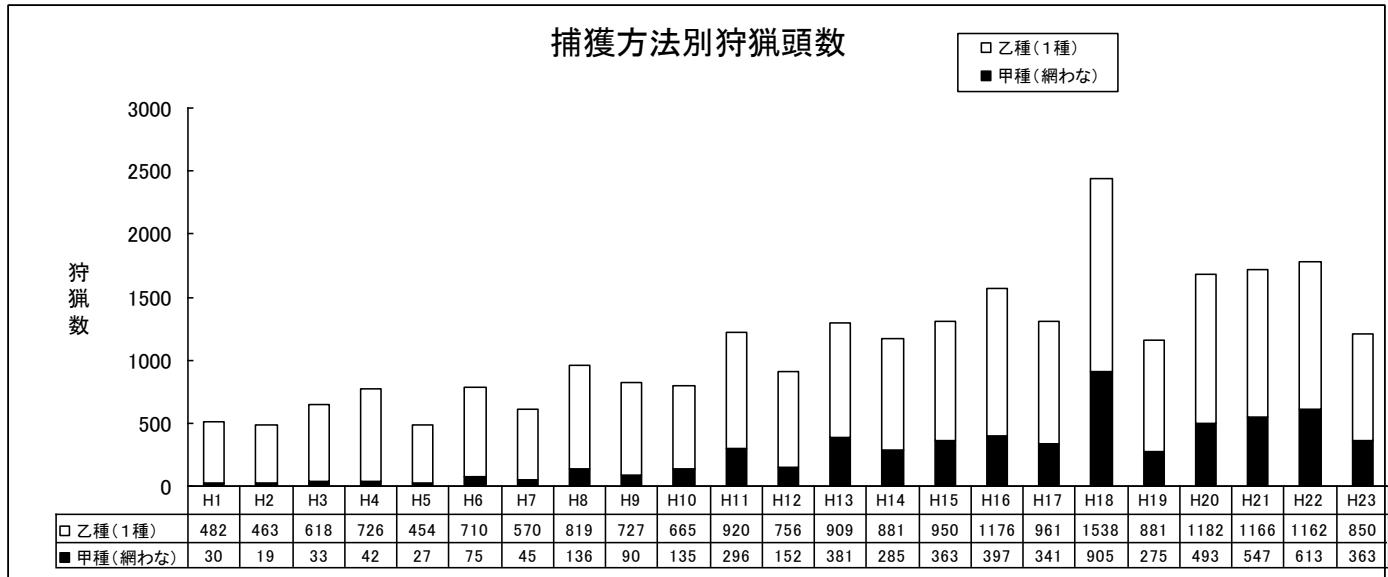


図 4-2 山梨県の平成元年度から 23 年度までの狩猟免許別の狩猟数

③ 狩猟者登録数



図 4-3 山梨県の狩猟者登録数の推移

④ 年齢別狩猟者数の推移

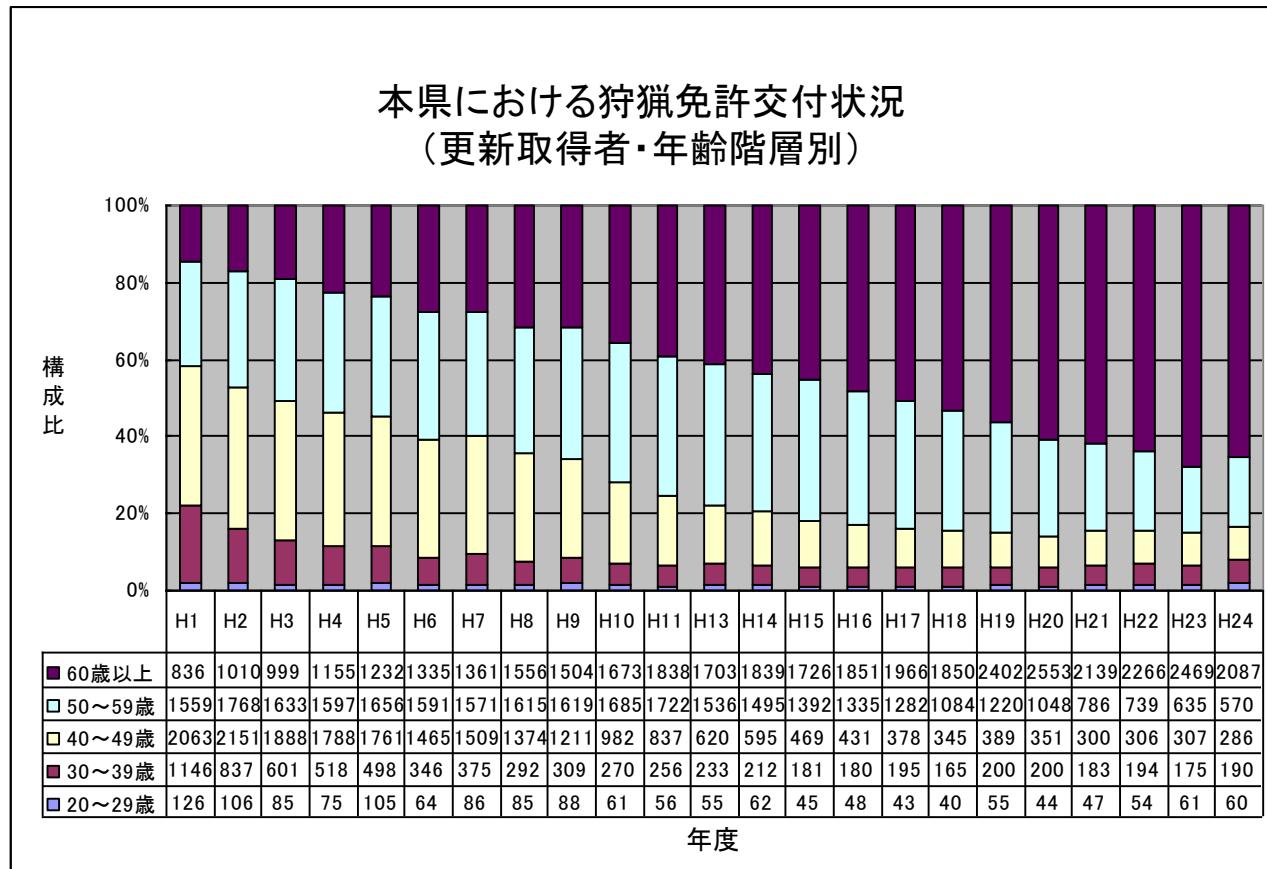


図 4-4 山梨県の年齢別狩猟者数の推移

⑤ 狩猟者登録率の推移

表 4-2 狩猟免許別狩猟者登録率の推移

	甲(網わな)	網	わな	乙(1種)	丙(2種)
H16	56.1%			83.3%	81.2%
H17	54.3%			80.5%	70.4%
H18	58.0%			88.2%	86.9%
H19		1.9%	58.7%	84.6%	69.4%
H20		1.5%	55.1%	80.4%	85.5%
H21		6.8%	57.8%	86.8%	84.9%
H22		5.2%	53.3%	81.1%	97.9%
H23		6.2%	51.6%	75.5%	85.4%
H24		9.0%	52.5%	88.1%	102.3%

狩猟者登録率は、狩猟免状交付者数に占める狩猟者登録証交付者（県内者）数の割合を表す。

No.

山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー（わな猟用）

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。

登録証返納の際、出猟の有無に関わらず、必ず提出してください。】

氏名	年令	才	狩猟歴	年	狩猟者登録番号		
シカ猟出猟の有無	有	・	無	イノシシ猟出猟の有無	有	・	無

罠設置期間	罠を設置した メッシュ番号	罠の種類	罠の台数	シカ 捕獲数		イノシシ 捕獲数			皮膚病 (疥癬など) と疑われる個体に について記入 (イノシシのみ)
				♂	♀	♂	♀	幼獣	
記入例 11/16～11/30	0 9 6	ぐくり罠・箱罠・囲い罠	7	1		1	0	0	皮膚病 1
記入例 11/20～11/30	0 9 6	ぐくり罠・箱罠・囲い罠	2		1	0	0	0	
記入例 12/1～12/10	1 1 0	ぐくり罠・箱罠・囲い罠	5	1		0	0	0	
～		ぐくり罠・箱罠・囲い罠							
～		ぐくり罠・箱罠・囲い罠							
～		ぐくり罠・箱罠・囲い罠							

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日～翌年3月15日)中の期間となります。

裏面へ続く

No.

山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー（第一種銃猟用）

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。
登録証返納の際、出猟の有無に関わらず、必ず提出してください。】

※2人以上のグループで出猟した場合の捕獲数と目撃数は、報告が重複しないように、その日のグループ代表者がまとめて記入して下さい。

氏名				年令	才			狩猟歴			年	狩猟者登録番号					
シカ猟出猟の有無			有・無		イノシシ猟出猟の有無			有・無		クマ猟出猟の有無			有・無				
出猟月日	出猟した地域の メッシュ番号		グループ 出猟人数 (本人を 含む)	シカ 目撃数			シカ 捕獲数		イノシシ 目撃数			イノシシ 捕獲数			皮膚病(疥癬など)と疑 われる個体について記入 (イノシシのみ)		
				♂	♀	不明	♂	♀	成獣	幼獣	不明	♂	♀	幼 獣			
記入例 12/10	1	1	4	6人	1	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	皮膚病 1	
記入例 1/26	0	2	3	1人	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1		
記入例 2/12	0	2	3	5人	0	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0		
/				人													
/				人													
/				人													

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日～翌年3月15日)中の期間となります。

裏面へ続く

山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画

平成24年3月策定
平成 年 月変更

山梨県森林環境部みどり自然課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話055-237-1111 内線6504